

【 調 査 の 概 要 】

1 調査の目的

農林業センサスは農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第26号）で、「1950年世界農業センサス」として昭和25年に開始（林業センサスは昭和35年から）された。その後10年ごとに「世界農林業センサス」が、またその中間年次には我が国独自に「農業センサス」が実施されてきたが、「2005年農林業センサス」からは、これまで10年周期であった林業に関する調査も5年周期で行われることとなった。

なお、前回までの調査は農家・林家・農林業サービス事業者等、それぞれ別様式の調査票により行われていたが、今回から農林業経営体調査に集約されたため、これに伴い定義等も変更されている。

3 調査方法等

2005年農林業センサスは、次表の調査体系により実施された。

なお、この報告書は「農林業経営体調査」の結果について取りまとめている。

調 査 名	調 査 組 織	調査時期
農林業経営体調査	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員	平成17年 2月1日
農山村地域調査	農林水産省 - 地方農政局 - 統計・情報センター	

○ 農林業経営体調査の調査対象等

すべての農林業経営体（農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行っている世帯、組織及び法人のうち、生産又は作業に係る面積・頭数等が一定規模以上のもの）を対象とした調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査である。

（農林業経営体の詳細は、585頁の「用語の解説」参照）

【 利用上の注意 】

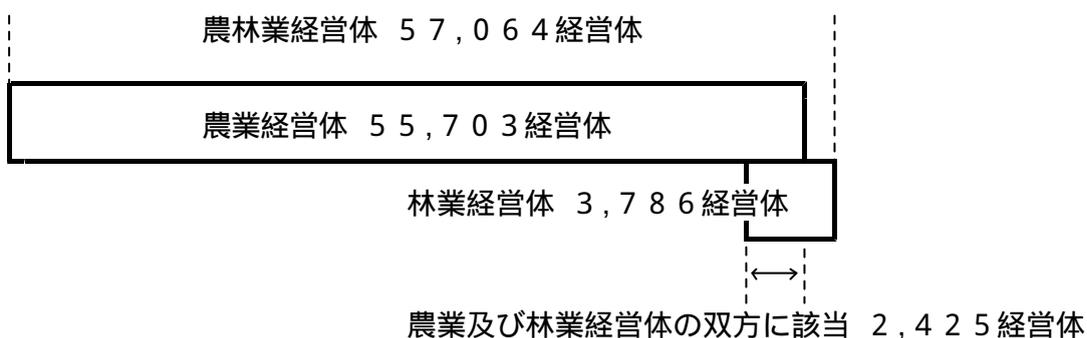
- (1) この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値であり、確定値は農林水産省から平成19年3月までに刊行物として公表される。
- (2) 統計数値は各单位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計は一致しないことがある。
- (3) 平成12年の数値で今回定義が変更になった項目は、前回の結果を「2005年センサス」の調査項目に合わせて組替集計した参考値である。

参考 農林業経営体及び農家の相互関連図

この報告書に掲載した今回の農林業経営体調査の各集計項目及び前回の農家調査の集計項目との相互の関係は下図のとおりである。

なお、農家の集計値には農林業経営体調査に該当しない農家分も含まれるが、過去との比較等のため、今回の報告書には併せて掲載している。

○ 農業経営体と林業経営体の関係



○ 農業経営体と農家の関係

